

徳島県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年七月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市中大野町 那賀川南岸土地改良区	令和四年七月一日
阿南市那賀川町 色ヶ島土地改良区	同